

## 第2章 犯罪被害者等のための施策と進捗状況

〔平成20年度の主な新規・拡充施策を中心に記述〕

### 第1節 損害回復・経済的支援等への取組

#### 1 損害賠償の請求についての援助等 (基本法第12条関係)

日本司法支援センターによる支援

日本司法支援センター(愛称:法テラス)において、経済的に余裕がない犯罪被害者等に対し、無料法律相談や裁判費用などの立替えを行う民事法律扶助制度を実施。損害賠償命令制度の利用に当たっても民事法律扶助制度の利用が可能。

被害回復給付金制度の運用

財産犯などの犯罪行為による犯罪被害財産を没収・追徴し、被害回復給付金として犯罪被害者等に支給するための「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」と「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」により、財産犯などの犯罪行為による犯罪被害財産を没収・追徴し、被害回復給付金として犯罪被害者等に支給することが可能となり、検察庁において、被害者に対する被害回復給付金を支給するための「外国譲与財産支給手続」(五菱会(ごりょうかい)ヤミ金融事件)や「犯罪被害財産支給手続」を開始。

刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度の創設

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図る

ための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が改正され、刑事裁判所が、刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について、審理・決定をすることができる「損害賠償命令制度」が創設(平成20年12月)。

#### 2 給付金の支給に係る制度の充実等 (基本法第13条関係)

犯罪被害給付制度の拡充

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」により、休業による損害を考慮した額が重傷病給付金(又は遺族給付金)に加算されるほか、改正法に基づく政令により重度後遺障害者(障害等級1~3級)に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引き上げを行うなど給付水準を拡充(平成20年7月)。

犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

区分	年度別	17年度	18年度	19年度	前年比
申請に係る被害者数(人)		465	491	448	-43
裁定に係る被害者数(人)		412	458	445	-13
	支給裁定に係る被害者数	394	435	407	-28
	不支給裁定に係る被害者数	18	23	38	+15
仮給付決定に係る被害者数(人)		30	20	15	-5
裁定金額(百万円)		1,133	1,272	932	-340

提供:警察庁

平成20年7月施行の制度改正の概要

<b>犯罪被害給付制度の拡充</b>		
<b>遺族給付金</b>	生計維持関係にある遺族に対する引上げ 1,573.0万円～416.0万円 [例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合 1,508万円～559万円	2,964.5万円～872.1万円 2,842万円～1,960万円
<b>障害給付金</b>	重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する引上げ 1,849.2万円～378.0万円 [例] 20歳未満・常時介護1級の場合 710.2万円～482.4万円	3,974.4万円～1,056.0万円 2,188.8万円
<b>重傷病給付金</b>	重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を考慮した給付（自賠償の上限を参考）	医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算（120万円を上限）
<b>民間団体の活動の促進</b>		
民間団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保 民間団体やその全国的な傘団体への援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等（その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。）</li> <li>国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等</li> </ul>	
<b>広報啓発活動の推進</b>		
広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動</li> </ul>	
<b>法律の題名及び目的規定の改正</b>		
法改正による支援内容の拡充を反映した題名 犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚	<ul style="list-style-type: none"> <li>題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正</li> <li>目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加</li> </ul>	

提供：警察庁

オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）により、オウム真理教による犯罪行為である8事件の被害者や遺族を対象に給付金を支給（平成20年12月）。

周知啓発を、企業や労働者に対して引き続き実施。

被害回復の休暇制度に関するポスター



提供：厚生労働省

3 居住の安定（基本法第16条関係）

公営住宅への優先入居等

公営住宅について、犯罪被害者等の優先入居や目的外使用、配偶者からの暴力被害者の単身入居などを、事業主体と警察当局などが連携し、実施中。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

事業主等の理解の増進

リーフレットやポスターを作成することにより、犯罪被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の必要性に関する

## 第2節 精神的・身体的被害の回復・防止

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置が努力義務化（平成20年4月）。

少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

従前からスクールカウンセラーや子どもと親の相談員の拡充やスクールカウンセラーの緊急支援のための派遣の補助を行ってきたが、平成20年度は、小学校にスクールカウンセラーを配置する予算を新たに措置。

里親制度の充実

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、「養育里親」を、養子縁組を前提とした里親と区分するとともに、養育里親の要件として一定の研修を治めることとするなどの里親制度の見直しを実施（平成21年4月）。

犯罪被害者等に関する医学知識と技術について精通した医療関係者の養成

犯罪被害者に関する医学知識と技術について精通した医療関係者の養成などを図るため、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き」を作成し、精神保健福祉センターに配布。

### 2 安全の確保（基本法第15条関係）

警察における保護対策の推進

暴力団等から危害を被るおそれのある者の安全を確保するため、保護対策において民間警備を補完的に活用するための経費を

措置するとともに、保護対策対象者の自宅における保護対策を効果的に遂行するための保護対策ボックスを整備。

人身取引事犯被害者の保護

人身取引事犯の被害者となっている女性などの早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して捜査などに役立てる「匿名通報ダイヤル」を引き続き運用。また、人身取引の被害を訴えることを容易とするよう引き続きリーフレットを作成し、配布。

人身取引に関するリーフレット



提供：警察庁

児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童の安全確認などのための立入調査などの強化、保護者に対する面会・通信などの制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化を実施（平成20年4月）。

児童虐待防止広報啓発用リーフレットを作成・配布するなど、児童の安全確認と安全の確保を最優先とした取組を実施。

児童虐待防止広報啓発用リーフレット



提供：警察庁

ストーカー・性犯罪事犯の再被害の防止  
 ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などについて、仮釈放に際しては、事案に応じて当該被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を設定し、遵守するように指導監督。さらに、更生保護法の施行後（平成20年6月）は、専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項や慰謝の措置などの生活行動指針を設定し、それを守るように指導監督。

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### 女性警察官の配置

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進。平成20年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官などは、全国の都道府県警察において5,832名。

#### 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察署や交番自体に抵抗を感じる犯罪被害者等のため、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入。平成20年度には58台を増強整備。

被害者支援用車両内の様子



提供：警察庁

#### 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

平成20年度に新営された検察庁3庁舎に被害者専用待合室を設置。21年度中に建て替えが完了する検察庁2庁舎にも被害者専用待合室を設置する予定のほか、それ以外の検察庁においても設置を検討中。

#### 職員等に対する研修の充実等

平成21年1月、精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所に勤務する医療従事者に対し、犯罪被害者等への適切な対応を行うために必要な基本的知識と初期対応の修得を目的とした第3回「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施。

#### 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、民事訴訟において犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置を導入（平成20年4月）。

### 第3節 刑事手続への関与拡充への取組

#### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(基本法第18条関係)

刑事の手続等に関する情報提供の充実  
被害者参加制度や少年審判の傍聴制度などの新しい被害者保護・支援制度が実施されたことから、新たに内容を充実させた犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成。

犯罪被害者の方々へ



提供：法務省

#### 被害者参加制度の創設

裁判所から参加を許された犯罪被害者等が、原則として公判期日への出席ができるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問や被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加制度」を創設（平成20年12月）。

#### 被害者参加人のための国選弁護制度の創設

裁判所から参加を許された被害者参加人の資力が乏しい場合であっても、弁護士の援助を受けることを可能にするため、被害者参加人のための国選弁護制度を創設（平成20年12月）。

#### 少年審判における傍聴制度の創設等

「少年法の一部を改正する法律」により、

一定の重大事件の犯罪被害者等による少年審判傍聴を可能とする制度を創設するとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲を拡大など（平成20年12月）。

### 第4節 支援等のための体制整備への取組

#### 1 相談及び情報の提供等

(基本法第11条関係)

地方公共団体における総合的対応窓口の設置

都道府県・政令指定都市に対して、主管課室長会議の開催などにより、犯罪被害者等からの問い合わせや相談があった場合に総合的な対応を行う窓口の設置などを要請。平成21年4月までに、41の都道府県、9つの政令指定都市で総合的対応窓口を設置。

犯罪被害者等総合相談窓口



相談機関等リストの作成による総合的情報提供

内閣府犯罪被害者等施策ホームページに「相談機関等」のページを掲載し、主な犯罪被害者等支援体制の概要・相談窓口についての情報提供を実施。平成21年4月には、掲載機関・団体の拡充を実施。

「被害者の手引」の内容の充実等

平成20年11月「被害者の手引」モデル案を改正。都道府県警察では、捜査状況や被疑者の検挙状況、刑事手続の概要などについて、犯罪被害者等への適切な情報提供を

被害者の手引



提供：警察庁

実施。

日本司法支援センターによる支援  
法テラスにおいて、犯罪被害者支援ダイヤル（0570 079714「なくことないよ」）や全国の地方事務所において、犯罪被害者等に対し、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験、理解のある弁護士や、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介するなどの情報提供を実施。さらにリーフレットを作成したり、関係機関・団体の相談窓口を法テラスのホームページに掲載するなどして積極的な情報提供を実施。

また、被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度が開始されたことを受けて、法テラスでは国選被害者参加弁護士

の候補となる弁護士を確保し、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名・通知するなどの業務を開始（平成20年12月）。

犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

内閣府ホームページ「犯罪被害者団体等紹介サイト」に自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを引き続き紹介。

連携強化のための取組

「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめに基づき、内閣府において「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」、「研修カリキュラム・モデル案」を作成。

## 2 調査研究の推進等

（基本法第21条関係）

犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

平成17年度からの3年計画である「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施。これまで、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査、心理的外傷治療の調査、精神保健福祉センター等の職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作りのための調査などを実施。

平成20年度には「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き」を作成し、精神保健福祉センターに配布。

## 3 民間の団体に対する援助

（基本法第22条関係）

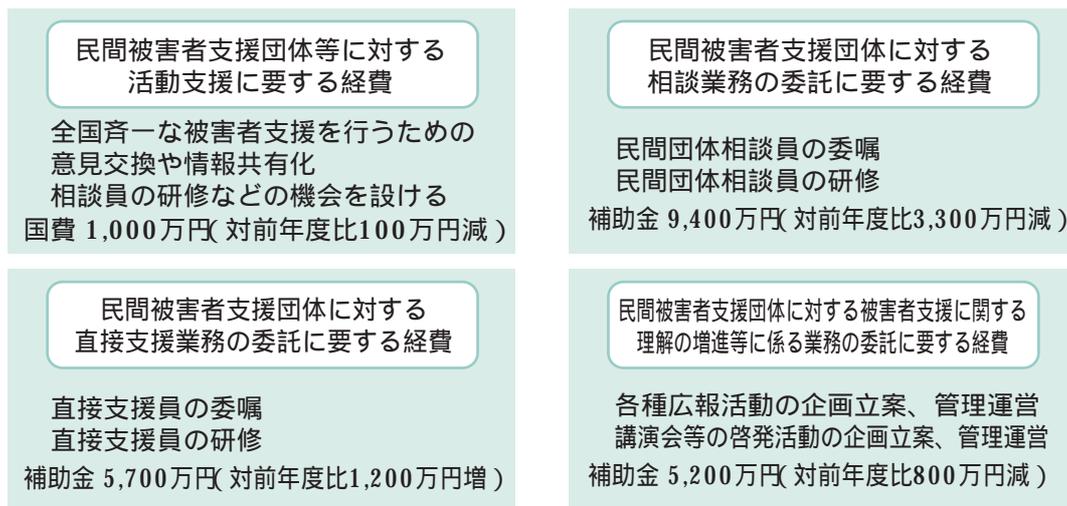
民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託

民間被害者支援団体等に対する活動支援、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託、広報啓発活動業務の委託、犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託など、財政的援助を充実。



提供：法務省

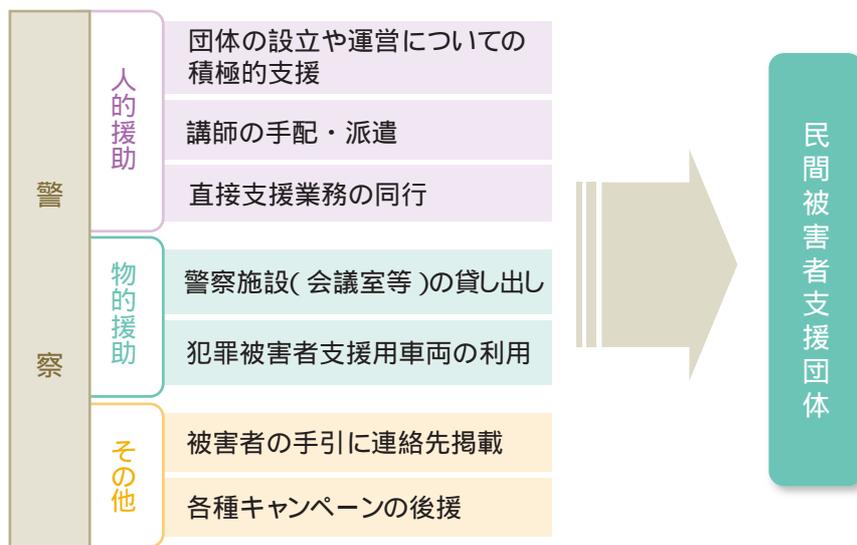
国による民間被害者支援団体に対する財政的援助



平成21年度 2億1,200万円(対前年度比3,000万円減)



民間被害者支援団体に対するその他の援助



提供：警察庁

被害者支援の気運を醸成するためのモデル事業の実施  
「民間団体への援助に関する検討会」最

終取りまとめに基づき、被害者支援の気運を醸成するためのモデル事業を各地域で実施。

## 第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 国民の理解の増進

(基本法第20条関係)

被害者の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、「乗り越える 勇気をくれる みんなの支援」を標語として、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を4道県において開催。開催結果を内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、情報を提供。平成21年度も中央大会を東京で開催し、地方大会を複数の地域で開催する予定。

国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

平成21年3月、関係省庁や地方公共団体の職員などを対象として、「犯罪被害者の真実と補償制度の確立を求め」をテーマに「犯罪被害者等施策講演会(第3回)」を

犯罪被害者等施策講演会



実施。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報を提供。

### 第6節 推進体制に関する施策の取組

国の行政機関相互の連携・協力

国の行政機関においては、推進会議、基本計画推進専門委員等会議(以下「専門委員等会議」という。)関係省庁連絡会議などを活用し、相互に連携・協力。

平成20年12月には、第5回専門委員等会議を開催。基本計画の進捗状況について関係省庁から報告。

地方公共団体との連携・協力

平成20年5月、第3回都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催。有識者による講演、先進的な取組に係る参加者からの事例発表、国の取組状況の説明を行い、情報共有を図った。また、関係府省庁と地方公共団体に対して「犯罪被害者等施策メールマガジン」を配信し、情報を共有。

また、平成21年1月下旬から2月上旬には、犯罪被害者等施策ブロック研修会を全国6地区で実施。

さらに、内閣府において実施したモデル事業では、被害者支援の気運の醸成に関する取組などが地方公共団体の提案した企画によって実施。